

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 7月 1日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市砂山26番地  
氏 名 株式会社トクヤマデンタル  
鹿島工場  
工場長 草野 正嗣  
電話番号 0479-46-4706

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社トクヤマデンタル
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山26番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	歯科材料製造業 2744
② 事業の規模	製造品出荷額 112億円(令和5年度)
③ 従業員数	204名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>歯科材料 製造工程</p> <p>廃酸・アルカリ → 焼却処分(委託)</p> <p>廃油(引火性) → サーマリサイクル(委託) マテリアリサイクル(委託) 焼却処分(委託)</p> <p>廃油(塩素系) → 焼却処分(委託)</p>



## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

別紙 特別管理産業廃棄物に関する管理体制のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油 (引火性)	廃アルカリ	特定有害産業 廃棄物 (塩素系廃油)
	排 出 量	0. 01 t	386.2 t	1. 7 t	7. 4 t

(これまでに実施した取組)

- ・ジクロロメタン系から水系への移行を進めている。

## 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油 (引火性)	廃アルカリ	特定有害産業 廃棄物 (塩素系廃油)
排 出 量	1 t	380 t	1 t	7 t

## ②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・引火性廃油はできるだけ再生利用できる委託先に処理依頼する。
- ・引き続き、ジクロロメタン系から水系への移行を進める。
- ・収量アップを検討して引火性廃油量を相対的に削減する。

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物毎にドラム缶に分別し、所定の置場で保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでどおり、廃棄物の分別、保管を確実に行う。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
<p style="text-align: center;">(これまでに実施した取組) 特に実施していない。</p>			
		【目標】	
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
<p style="text-align: center;">(今後実施する予定の取組) ありません。</p>			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t
<p style="text-align: center;">(これまでに実施した取組) 特に実施していない。</p>			
		【目標】	
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t
<p style="text-align: center;">(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。</p>			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量			t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		—	—	—
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量			t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。				

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油 (引火性)	特定有害産業 廃棄物（塩素系 廃油）
全処理委託量		0.01t	386.2t	1.7t	7.4t
優良認定処理業者への 処理委託量		0.01t	58.8t	1.7t	7.4t
再生利用業者への 処理委託量		0t	334.1t	0t	0t
認定熱回収業者への 処理委託量		0.01t	324.4t	0t	7.4t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0t	9.6t	0t	0t
(これまでに実施した取組) ・引火性廃油はできるだけ再生利用できる委託先に処理依頼する。					

## (第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油 (引火性)	廃アルカリ	特定有害産業 廃棄物（塩素 系廃油）
②計画		全処理委託量	1 t	380 t	1 t	7 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1 t	57 t	1 t	7 t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	333 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	1 t	323 t	0 t	7 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	8 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性廃油はできるだけ再生利用できる委託先に処理依頼する。</li> </ul>						
※事務処理欄						

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

### 特別管理産業廃棄物に関する管理体制

#### 責任者及び管理組織図

環境管理統括者	鹿島工場 工場長
廃棄物担当 (環境管理責任者)	環境安全課 (4人) (環境安全課 課長)
環境管理者会議	1. 廃棄物処理に関する討議 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理について 管理を行う上で必要な事項を討議する。 ・委員長：工場長 ・委員：関連部署長 ・事務局：環境安全課
環境管理統括者	1. 環境方針の策定（廃棄物の削減、有効利用を盛込む） 2. 廃棄物処理に関する事項等、環境管理活動の統括
環境管理責任者	1. 廃棄物処理管理基準書の承認 2. 廃棄物委託処分業者の定期的視察
環境責任者	1. 自部署の環境管理業務の推進
廃棄物管理担当 部署	1. 廃棄物処理計画の作成 2. 廃棄物管理状況の把握 3. 運搬業者、処理業者の選定 4. 委託契約の締結 5. 産業廃棄物管理票の交付・管理 6. 社員・関連会社に対する教育
<pre> graph TD     EM[工場長（環境管理統括者）] --- EMG[環境管理者会議]     EMG --- TS[TS製造部 (特別管理産業廃棄物管理責任者)]     EMG --- R[原薬・中間体製造部]     EMG --- L[ライフサイエンス品質保証部 (特別管理産業廃棄物管理責任者)]     EMG --- T[トクヤマデンタル (特別管理産業廃棄物管理責任者)]     EMG --- G[鹿島エンジニアリング (設備管理)]     EMG --- S[総務課]     EMG --- E[環境安全課 (監督官庁への報告)]     </pre>	

## 株式会社トクヤマ 鹿島工場 配置図

